

## 院外処方箋における疑義照会簡素化について（第1.1版）

（医師への疑義照会の不要例、ただし、麻薬に関するものは除く）

医仁会武田総合病院

院外処方における疑義照会の中で下記の内容の場合は主治医への疑義照会は不要とし、業務の効率化・保険薬局との連携の強化を図ります。

◆後発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ処方医の署名又は記名・押印がある場合でも、患者の同意があれば成分が同一の後発品のメーカー変更が可能。

◆後発医薬品の供給不足によりやむを得ない場合は「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ処方医の署名又は記名・押印がある場合でも、患者の同意があれば成分が同一の後発品の後発→先発への変更が可能。

◆処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。

※患者希望あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合に限る。

◆湿布剤や軟膏の規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）。

例：マイザー軟膏 0.05%（5g）2本 → マイザー軟膏 0.05%（10g）1本

◆骨粗鬆症薬・DPP-4阻害薬などの週1回服用の薬剤や隔日投与が連日投与の用法となっている等、処方日数間違いが明確な場合の処方日数の適正化。

◆PPIの8週以上の投与については「再発再燃性を繰り返す逆流性食道炎の維持療法」の治療上必要なため薬剤の調剤上必須であるコメントの記入。

※但しプレドニン、バイアスピリンとの併用時は疑義照会不要

◆通常1日1回の薬剤（アムロジピン、アダラートCR等）において治療上1日2回投与が必要など治療上明らかに通常より服用回数が必要な場合には疑義照会不要（初回除く）。

◆アレロック（オロパタジン）の添付文書上、1日2回（朝・眠前）投与が1日2回（朝・夕）投与の記載となっている場合に添付文書上必要な用法・回数に変更

◆湿布剤、テープ剤に関して添付文書上必要な用法・回数に変更

例）パップ剤の用法：1日1回→1日2回に変更

テープ剤の用法：1日2回→1日1回に変更

◆軟膏、張り薬、目薬などの外用薬の回数不明の用法の記入、用法の明かな間違い

例）塗布のみ、貼付のみ、点眼のみ→1日〇回〇滴、1日〇回貼付、1日〇回点眼

張り薬なのに「塗布」になっている⇒「貼付」に変更

◆軟膏の混合指示が抜けている場合の追加

例）ヒルドイドソフト軟膏とマイザー軟膏が同Rpに処方されているが混合指示が無い場合